

執筆者：

[E-mail](mailto:imura@nisha.com) [✉](mailto:imura@nisha.com) [今泉 勇](#)[E-mail](mailto:nguyen@nisha.com) [✉](mailto:nguyen@nisha.com) [Nguyen Tuan Anh](#)[E-mail](mailto:nguyen@nisha.com) [✉](mailto:nguyen@nisha.com) [Nguyen Dang Trung](#)

2022年5月中旬から、ベトナムにおいて越境広告サービスを提供する外国企業は、ウェブサイトの所有者と協力してベトナムにおいて広告を提供する前に、広告表示を禁止されているウェブサイト掲載した公式政府リストを確認することができる。当該一覧にはこちら([Link](#))からアクセスすることができ、今後、情報通信省によってさらにアップデートされることがある。

現行のベトナム広告法では、「ベトナムにおける越境広告サービスの提供」とは、外国の団体や個人が、ベトナム国内の利用者に対して、ベトナム国外に所在するウェブサイトや機器システムから広告サービスを提供し、ベトナムで収益が発生することを意味する。越境広告サービスを提供する外国企業は、とりわけ、広告、サイバーセキュリティ及び管理、並びにインターネットサービスの供給及び利用に関するベトナムの法律を遵守しなければならない。そのうち、広告サービス提供者、広告出版者及び広告主は、ウェブサイト所有者のウェブサイトが法令に違反し、情報通信省のポータルに掲載されている場合には、広告表示に関して当該ウェブサイト所有者と協力することができないとされている。これらの規定によれば、当該要件を遵守するためには、ベトナムの聴衆向けの広告をウェブサイトに掲載することを希望する外国の広告サービス提供者を含む、すべての利害関係者は、広告の公表前に、情報通信省のポータル上でパブリックリサーチを実施し、当該ウェブサイトが掲載されているかどうかを確認しなければならない。

情報通信省は、当該要件の遵守を促進するため、2022年5月中旬、ベトナム法違反により広告配信が禁止された最初の25のウェブサイトを公表した。これらのウェブサイトへのアクセスは、現在、情報通信省及びその他の関係当局によって妨げられている。

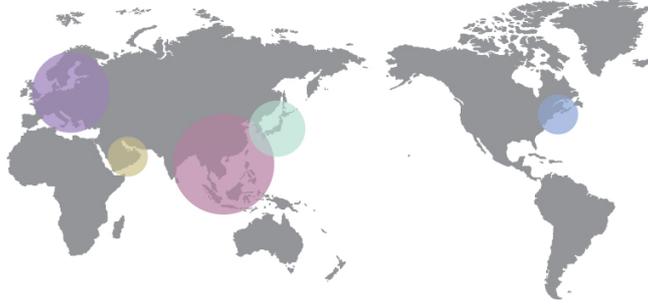
そのため、越境広告サービス提供者を含むベトナムでの広告に従事するすべての個人及び事業体は、総務省のポータル上のウェブサイトの一覧を常に把握し、そのようなウェブサイトとの広告に関する協力を避けるべきである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](mailto:info@nisha.com) [✉](mailto:info@nisha.com)

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

共同代表 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc
パートナー 大矢和秀

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介
副代表 今泉勇